戸板女子短期大学　学則

制定日　平成２７年４月１日
最終改定施行日　令和７年４月１日

第１章　総則

（目的）
第１条　本学は、女子に時代の要請に適応する実際的な専門の学術技芸を教育し、研究させるとともに、ひろく一般的教養を高め、個性の自由な伸長を図り、国家社会の真に有為な形成者となるべき人材を育成することを目的とする。

（自己点検・評価）
第２条　本学は、教育水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。
２　前項の点検及び評価に関しての項目、実施体制等については別に定める。

第２章　学科、学生定員、目的及び修業年限

（学科、総合教養センター、学生定員及び目的）
第３条　本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。

学　科	入学定員	収容定員
服飾芸術科	２００人	４００人
食物栄養科	８０人	１６０人
国際コミュニケーション学科	１２０人	２４０人

２　食物栄養科の栄養士養成８０人は２クラス編成で行う。
３　各学科における人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的は次のとおりとする。
（１）服飾芸術科は、ファッションに関わる専門的な知識や技能を講義・演習・実習の科目を通して幅広く修得し、豊かな感性を養うことで、表現力を身につけ、ファッション業界において貢献できる女性を育成する。
（２）食物栄養科は、人間栄養学と食物栄養学に関わる専門知識・技術を修得し、栄養士としての実践的な能力を育成するとともに、社会人として幅広く活躍するための力を身につけることで、栄養面から人の生活を支え、食や健康に関わる業界において貢献できる女性を育成する。
（３）国際コミュニケーション学科は、英語運用能力を向上させ、国際文化、ITに関する専門知識を修得し、現代社会の諸課題に柔軟に対応できるコミュニケーション能力を身につけることで、グローバル社会において貢献できる女性を育成する。
４　本学の学位記授与の方針に沿った教養教育の運営・質保証を担う責任部署として、総合教養センターを置く。

（修業年限及び在学年限）
第４条　本学の修業年限は２年とする。
２　学生は、原則として４年を超えて在学することはできない。
３　４年を超える在学を余儀なくされる事由が発生した場合は、教授会の議を経て学長が許可することができる。

（長期履修生）
第４の２条　前条の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超え、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを申し出たときは、長期履修生としてその計画的な履修を認めることができる。
２　長期履修期間を含め修業年限は３年とし、在学期間は５年を超えないものとする。
３　前項の長期履修生について必要な事項は、別に定める。

第３章　学年、学期及び休業日

（学年）
第５条　学年は４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（学期）
第６条　１年間の授業を行う期間は、３５週にわたることを原則とし、学年を次の２学期に分ける。
　前期　　４月１日から　　９月３０日まで
　後期　１０月１日から翌年３月３１日まで
２　各学期における授業開始日及び授業終了日は年度毎に定める学事暦による。
３　各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう８週、１０週、１５週その他の本学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

（休業日）
第７条　休業日は、次のとおりとする。
（１）日曜日
（２）国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日
（３）本学の開校記念日５月１日
（４）春期休業日、夏期休業日、冬期休業日は、別途定める。
２　学長は必要に応じ、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第４章　入学、退学及び休学

（入学の時期）
第８条　入学の時期は４月１日とする。

（入学資格）
第９条　本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
（１）高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
（２）通常の課程による１２年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
（３）外国において、学校教育における１２年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者
（４）文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
（５）文部科学大臣の指定した者
（６）高等学校卒業程度認定試験規則（平成１７年文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和２６年文部省令第１３号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
（７）本学が相当の年齢に達し、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学の出願）
第１０条　本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。
　提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

（入学者の選考）
第１１条　前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続及び入学許可）
第１２条　前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は所定の期日までに、誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の学費を納付しなければならない。
２　学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（保証人）
第１３条　保証人は父母又は独立の生計を営む者で、確実に保証人としての責務を果し得る者でなければならない。
２　保証人が死亡又は前項の要件を失った場合は、新たな保証人の更新手続をしなければならない。
３　保証人が転居等で連絡先を変更した時は速やかに届出なければならない。
４　保証人が長期にわたり不在の時は、あらかじめ相当の代理人を定め届出なければならない。

（編入学・転入学・再入学）
第１４条　本学に編入学、再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、第１０条の出願及び第１１条の選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。
２　編入学・転入学を許可された者の入学手続きは、第１２条及び第１３条の規定に準じ、かつ、前学校において修得した単位修得証明書を提出しなければならない。
３　本学を中途退学し、再入学をしようとする者については、別に定める。

（転学科）
第１５条　転学科を志願する者があるときは、選考のうえ、許可することがある。
２　転学科に関する必要な事項は、別に定める。

（退学）
第１６条　退学しようとする者は、その事由を詳細に所定の用紙に記入し、保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を受けなければならない。

（外国留学）
第１７条　本学が認定した外国の大学へ留学を希望する学生を、学長は留学させることができる。但し、留学期間は、１年を限度として在学年数に算入することができる。

（休学）
第１８条　疾病その他やむを得ない事由により３カ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。
２　疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

（休学の期間）
第１９条　休学の期間は１年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、学長の許可を得て引き続き更に１年まで延長することができる。
２　休学の期間は次のとおりとする。
（１）１年休学
（２）前期休学
（３）後期休学
３　休学した者は、その年度又は学期の試験を受けることができない。
４　休学の期間は第４条第２項の在学年限に算入しない。

（復学）
第２０条　休学期間が満了し、その事由が消滅している場合には、学長の許可を得て復学することができる。
２　復学の時期は、次のとおりとする。
（１）１年休学並びに後期休学は、次年度の４月１日とする。
（２）前期休学は、その年度の１０月１日とする。

（除籍・復籍）
第２１条　次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。
（１）第４条第２項に定める在学年限を超えた者
（２）第１９条第１項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
（３）学費を滞納し督促してもなお納付しない者
（４）長期間にわたり、なんらの手続もなく講義等に出席しない者

（５）死亡が確認された者
２　前項三号により除籍された者が除籍の日から２年以内に所定の授業料・施設設備費を添えて復籍を願い出た時は、教授会の議を経て、学長がこれを許可することがある。
３　復籍に関する必要な事項は、別に定める。

第５章　教育課程及び履修方法等

（教育課程及び授業科目）
第２２条　本学則第１条の目的を達成するため、教育課程は総合教養科目（共通教育科目・語学科目）及び専門教育科目をもって構成する。
２　授業の方法は、講義、演習、実験、実習及び実技とする。
３　前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。ただし、修得する単位数は30単位を超えないものとする。
４　授業科目の種類、単位数等は別表第１のとおりとする。

（授業担当者）
第２３条　毎学年の始めに、その学年に教授する授業科目の種類、授業時間数、授業担当者等は教授会で学長がこれを定める。
２　主要な科目は専任の教授、准教授が担当することとし、特別の事情がある場合には専任講師、助教又は兼任者が担当することができる。

（履修登録）
第２４条　学生は毎学年の始めに履修する科目を選定し、学長の許可を得なければならない。一度選定した科目を、やむを得ず変更する場合も同様である。なお、後期開講科目（半期科目）に限り、後期開始時に履修登録（追加・変更）を許可する。

（履修登録単位数の上限）
第２５条　１年間で履修登録できる単位数は、服飾芸術科、国際コミュニケーション学科は４４単位、食物栄養科は４８単位を限度とする。ただし、次に定める科目の単位数は算入しない。
２　前項の上限単位数に算入しない科目については、履修規程に定める。
３　前項の定めにかかわらず、１年次累計ＧＰＡが３．５以上の優れた成績を修得した学生については、２年次６単位を上限として上限単位数を超えて履修することができる。

（単位の計算方法）
第２６条　各授業科目の単位数は、１単位の授業科目を４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準として、次のとおり単位計算をするものとする。
（１）講義については１５時間、演習については３０時間の授業をもって１単位とする。
（２）実験、実習及び実技については、３０～４５時間の授業をもって１単位とする。
２　時間数が明確に規定できない授業科目（インターンシップ、オンデマンド授業、海外研修、本学が認定した外国の大学の授業科目等）については、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、前項の規定にかかわらず単位を別に定める。

（単位の授与）
第２７条　授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

（学習の評価）
第２８条　試験等の成績の評価は、Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｆをもって表わし、Ｃ以上を合格とする。ただし、合格の場合、Ｐと評価する科目もある。
２　試験は毎学期末にこれを行う。
３　試験は筆記試験及び実技、レポートのほか、本学が定める評価方法をもって代えることができる。
４　病気その他やむを得ない事由により受験しない者に対しては、追試験を行うことができる。
５　正当な理由がなく学費を滞納した者は、受験することができない。

第６章　卒業等

（卒業の要件）
第２９条　本学を卒業するためには、学生は２年以上在学し、別表第１に定めるところにより６２単位以上を修得しなければならない。
（１）総合教養科目の中から１２単位以上
（２）専門教育科目は必修科目及び選択科目計５０単位以上

（卒業及び学位）
第３０条　本学に２年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、学長が卒業を認定する。
２　前項の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

（資格の取得）
第３１条　本学において取得することができる資格の種類は次のとおりとする。

学　科	免許及び資格の種類
食物栄養科	栄養士

２　食物栄養科の学生で栄養士の資格を得ようとする者は、第２９条に規定する卒業の要件を充足し、かつ別表第３の所要単位を修得しなければならない。

（他の短期大学又は大学における授業科目の履修等）
第３２条　本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、３０単位を超えない範囲で単位を認定することができる。
２　前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を履修する場合、外国の短期大学又は大学の教育課程に有する教育施設において、文部科学大臣が別に指定する教育課程における授業科目を我が国で履修する場合にも準用する。

（短期大学又は大学以外の教育施設等における学修）
第３３条　本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学、専門職短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
２　前項により与えることができる単位数は、前条第１項および第２項により認める単位数と合わせて３０単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）
第３４条　本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に行った前条第１項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
３　前２項により認定できる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第３２条第１項及び第３３条第１項により修得したものと合わせて３０単位を超えないものとする。この場合において、第３２条２項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、４５単位を超えないものとする。

第７章　学費等

（学費等の金額）
第３５条　本学の学費等は、次のとおりとする。
（１）学費
授業料

服飾芸術科	８１０，０００円
食物栄養科	８１０，０００円
国際コミュニケーション学科	７６０，０００円

施設設備費
服飾芸術科　３８０，０００円
食物栄養科　３９０，０００円
国際コミュニケーション学科　３８０，０００円
実験・実習費　授業科目により別途徴収する。
（２）検定料　３５，０００円
（３）入学金　２５０，０００円

（学費の納付期）
第３６条　授業料及び施設設備費は、毎年度所定の期日までに納付するものとする。
２　入学生は、入学手続時に入学金・授業料・施設設備費を納付するものとする。
３　授業料及び施設設備費は次の２期に分けて納付するものとする。

		授業料	施設設備費	納期
前期	服飾芸術科	４０５，０００円	１９０，０００円	５月
	食物栄養科	４０５，０００円	１９５，０００円	
	国際コミュニケーション学科	３８０，０００円	１９０，０００円	
後期	服飾芸術科	４０５，０００円	１９０，０００円	１０月
	食物栄養科	４０５，０００円	１９５，０００円	
	国際コミュニケーション学科	３８０，０００円	１９０，０００円	

（退学、停学及び除籍の場合の学費）
第３７条　学期の中途で退学した者の学費は、施設設備費及び当該期分の授業料を徴収する。ただし、退学を余儀なくされる事由が発生した場合はこれを免除することがある。
２　停学期間中の学費は徴収する。
３　第２１条により除籍された者の学費は、その事由により徴収しないことがある。

（休学及び復学の場合の学費）
第３８条　休学を許可され又は命ぜられた者については、休学期間の授業料及び施設設備費を免除する。ただし、別に定める在籍料を納入しなければならない。なお、学期の途中で休学を許可された場合の当該期分の授業料及び施設設備費は全額納付するものとし、在籍料は徴収しない。復学した場合は、復学した年度又は学期の授業料及び施設設備費を徴収する。

（学年の中途で卒業する場合の学費）
第３９条　学年の中途で卒業する見込みの者は、当該期分の学費を納付するものとする。

（納付した学費等）
第４０条　納付した学費等は原則として返還しない。

第８章　教職員組織・学長等

第１節　教職員組織

（教職員組織）
第４１条　本学に学長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、助手補、司書、事務職員、技術職員、その他必要な職員を置く。必要に応じて副学長、学長補佐を置くことができる。

第２節　学長

（学長の職務）
第４２条　学長は校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

（学長の権限）
第４３条　上記権限を行使するため、下記の事項について義務を果たさなければならない。
（１）所属教職員を統監し、指揮監督すること
（２）教学面・学事面の諸事項の決定について
（３）大学における人事について

（４）教授会から意見を聴取し学校運営に反映させること
（５）各種委員会へ出席し意見を述べること
（６）学生懲戒処分の決定について
（７）その他理事会において付与された権限について
第４４条　次の項目について決定する権限を有する。
（１）教育課程の編成
（２）学生の身分に関する審査
（３）学位授与
（４）教員の教育研究等の審査
２　重要事項決定にあたっては、教授会に諮問し意見を聞いたうえで、自らの判断で決定をする。
３　その経緯を教授会に報告することとする。

（学長の責任）
第４５条　教育・研究に関し決定権を有するが、経営に重要な影響を与える事項については理事会の承認を得なければならない。

（学長の業績評価について）
第４６条　学長は、理事会が実施する学長業績評価を受け、毎年度業務執行の状況について改善に努めることとする。

（学長の任命）
第４７条　学長選考規程に則り、学長選考委員会は学長候補者を推薦し、理事会にて審議のうえ学長を決定する。学長の任命は理事長が行う。

（学長の任期）
第４８条　学長の任期は３年とし、再任を妨げない。ただし、任期は継続して６年を超えることはできない。
２　前任学長が辞任・解任・その他の理由により任期なかばで欠けた場合に選任された学長の任期は、前任者の残任期間とする。

（学長代行）
第４９条　学長が任期満了・辞任・解任・その他の事由により欠けた場合、理事長は理事会の承認を得て、次期学長が就任するまでの間、学長代行を置くことができる副学長が学長の職務を代行し、副学長を置かないときは学長補佐が学長の職務を代行する。

（学長の解任）
第５０条　学長の解任は、学長が次のいずれかに該当する場合、理事長は理事会の議を経て学長を解任することができる。
（１）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
（２）職務上の義務違反があり、引き続き当該業務を行わせることが適当でないと認められるとき
（３）その他理事会で不適切と認められたとき

第３節　副学長

（副学長の設置）
第５１条　学長は副学長選考規程にもとづき副学長を置くことができる。

（副学長の任命）
第５２条　副学長の任命は理事長が行う。

第４節　学長補佐

（学長補佐の設置）
第５３条　学長は学長補佐規程にもとづき学長補佐を置くことができる。

（学長補佐の任命）

第５４条　学長補佐の任命は理事長が行う。

第５節　学科長・総合教養センター長

（学科長の任命）
第５５条　学科長等（学科長、総合教養センター長）の任命は理事長が行う。

（学科長等の職務）
第５６条　学科長等は、学長の命により各学科等に関する下記の職務を行い、学科の校務をつかさどる。校務にあたっては学長の指示をあおぎ、学長の校務を補佐する。最終決定権は学長にある。
（１）学科の教育・研究に関すること
（２）学科の学生に関すること
　① 学生の入学、卒業に関する事項
　② 学生の退学、転学、休学、留学に関する事項
　③ 学生の懲戒に関する事項
　④ 学生の教育課程に関する事項
　⑤ 学生の資格認定・資格取得に関する事項
（３）学科の人事計画に関すること
（４）学科の予算案作成及び執行管理に関すること
（５）学科教員の業務管理に関すること
（６）運営会議の会議員としての職務に関すること
（７）学科運営の総括及び連絡調整に関すること
（８）学科会議を招集し、その議長となること
（９）その他学科の運営に関すること

（総合教養センター長の職務）
第５６の２条　総合教養センター長は、学長の命により総合教養科目に関する下記の職務を行い、総合教養センターの校務をつかさどる。校務にあたっては学長の指示をあおぎ、学長の校務を補佐する。最終決定権は学長にある。
（１）総合教養科目の教育・研究に関すること
（２）総合教養センターの人事計画に関すること
（３）総合教養センターの予算案作成及び執行管理に関すること
（４）総合教養センターの業務管理に関すること
（５）運営会議の会議員としての職務に関すること
（６）総合教養センター運営の総括及び連絡調整に関すること
（７）総合教養センター会議を招集し、その議長となること
（８）その他総合教養センターの運営に関すること。

（学科長・総合教養センター長の任期）
第５７条　学科長・総合教養センター長の任期は２年とし、再任を妨げない。
２　前任学科長が辞任・解任・その他の理由により任期なかばで欠けた場合に選任された学科長の任期は、前任者の残任期間とする。

（学科長・総合教養センター長の解任）
第５８条　理事長は、学科長・総合教養センター長が次のいずれかに該当する場合、理事会の議を経て学科長を解任することができる。
（１）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
（２）職務上の義務違反があり、引き続き当該業務を行わせることが適当でないと認められるとき。
（３）その他理事会で不適当と認められるとき。

第９章　教授会

（教授会）
第５９条　本学に教授会を置く。

（教授会の構成）
第６０条　教授会は教授等をもって組織する。
２　学長は、教授会を開催し議長となる。

（審議）
第６１条　教授会は次の事項を審議する。
（１）教育課程の編成に関する事項
（２）学生の身分に関する審査に関する事項
（３）学位授与に関する事項
（４）教員の教育研究業績の審査に関する事項
（５）その他教育研究に関係すると判断される事項
２　本章に定めるもののほか、教授会に関し、必要な事項は別に定める。

第１０章　短大運営会議

（短大運営会議）
第６２条　校務の決定権者である学長をサポートするために、短大運営会議を置く。

（運営会議の構成）
第６３条　短大運営会議は、以下の構成とする。
（１）学長
（２）学科長・総合教養センター長
（３）事務局長
（４）学長から指名された者
２　議長は、学長とする。

（審議）
第６４条　短大運営会議は、次の事項を審議する。
（１）教授会における審議事項・報告事項の事前調査
（２）教育課程編成に関する全学的な方針の策定
（３）短大改善計画案の評価と反省の策定
（４）短大人事計画案の策定
（５）ＩＲ室による情報分析結果の報告
（６）各種委員会における審議事項・報告事項の協議検討
（７）その他短大運営に必要と思われる重要事項の審議
２　本章に定めるもののほか、短大運営会議に関し、必要な事項は別に定める。

第１１章　科目等履修生及び外国人留学生・外国人学生

（科目等履修生）
第６５条　本学において、学生以外の者で一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することがある。
２　本学則第１条の目的と生涯教育の充実を図るため、前項の科目等履修生以外で、単位認定を要しない聴講を志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて選考のうえ聴講を許可することがある。
３　科目等履修生及び聴講生に関する必要な事項は、別に定める。

（外国人留学生・外国人学生）
第６６条　外国人留学生及び外国人学生で、学則第９条に規定する入学資格の要件を充足する者に対しては、選考のうえ入学を許可することがある。
２　第１項により入学を許可された外国人に対しては、すべて本学学生に対する規定を準用する。
３　外国人留学生及び外国人学生について必要な事項は別に定める。

第１２章　賞罰

（表彰）
第６７条　学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰する。

（罰則）
第６８条　本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒することができる。
２　前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
３　前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。
（１）性行不良で改善の見込みがないと認められる者
（２）学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
（３）正当の理由がなくて出席常でない者
（４）本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
４　別に定めている学生懲戒規程による。

第１３章　図書館

（図書館）
第６９条　本学に図書館を置く。
２　図書館に関する規則は別に定める。

第１４章　厚生施設及び附属施設

（厚生施設）
第７０条　本学に学生の厚生施設として、次の施設を置く。
軽井沢セミナーハウス
２　軽井沢セミナーハウスに関する規則は、別に定める。

（附属施設）
第７０の２条　本学に次のセンターを置き、センターに関する規則は、別に定める。
（１）産学連携・起業支援センター
（２）海外大学編入学・留学支援センター

（改廃）
第７１条　学則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則
本学則は、平成２７年４月１日から施行する。
附則
本学則は、平成２８年４月１日から施行する。
附則
本学則は、平成２９年４月１日から施行する。
附則
本学則は、平成３０年４月１日から施行する。
附則
本学則は、平成３１年４月１日から施行する。
附則
本学則は、令和２年４月１日から施行する。
ただし、平成３１年度入学生は従前の学則第３４条並びに第３５条を適用する。
附則
本学則は、令和３年１２月１日から施行する。
（１）一部追加　第４０条（教職員組織）
（２）変更　第４８条（学長代行）
（３）追加　第５２条（学長補佐の設置）
（４）追加　第５３条（学長補佐の任命）
（５）追加　第５６条第２項（学科長の任期）

（６）追加　第６３条第２項（審議）

附則

本学則は、令和４年４月１日から施行する。

（１）一部変更　第７条（休業日）

（２）一部変更　第１７条（外国留学）

（３）一部変更　第２５条（単位の計算方法）

附則

本学則は、令和５年４月１日から施行する。

（１）追加　第２５条（履修登録単位数の上限）

附則

本学則は、令和６年４月１日から施行する。

（１）第３条（学科、学生定員及び目的）

（２）第３８条（休学及び復学の場合の学費）

附則

本学則は、２０２５（令和７）年３月１日から施行する。

（１）変更・追加　第３条（学科、学生定員及び目的）

（２）追加　第４条の２（長期履修生）

（３）追加　第７条（休業日）

（４）変更・追加　第９条（入学資格）

（５）追加　第１３条（保証人）

（６）変更・追加　第１４条（編入学・転入学・再入学）

（７）変更　第２１条（除籍・復籍）

（８）変更・追加　第２２条（教育課程及び授業科目）

（９）変更　第３１条（資格の取得）

（10）追加　第５６条の２（総合教養センター長の職務）

（11）変更　第５７条（学科長・総合教養センター長の任期）

（12）変更　第５８条（学科長・総合教養センター長の解任）

（13）変更　第１４章（厚生施設及び附属施設）

（14）追加　第７０の２条　（附属施設）

本学則は、２０２５（令和７）年４月１日から施行する。

（１）変更　第３条（学科、学生定員及び目的）

ただし、改正後の本則第３条の規定にかかわらず、2025（令和 7）年度から 2026（令和 8）年度までの収容定員は、次のとおりとする。

科	2025（令和 7）年度	2026（令和 8）年度
服飾芸術科	３６０	４００
食物栄養科	２００	１６０
国際ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ学科	２４０	２４０
合計	８００	８００

（２）変更・追加　第６条（学期）

（３）変更　第１９条（休学の期間）

（４）変更　第２０条（復学）

（５）変更　第２４条（履修登録）

（６）変更　第２５条（履修登録単位数の上限）

（７）変更　第２８条（学習の評価）

（８）変更　第２９条（卒業の要件）

（９）変更　第３２条（他の短期大学又は大学における授業科目の履修等）

（10）変更　第３３条（短期大学又は大学以外の教育施設等における学習）

（11）変更　第３４条（入学前の既修単位の認定）

（12）変更　第３５条・第３６条（学費の納入期）

ただし、2024（令和6）年度入学生は従前の学則第３５条並び第３６条を適用する。